

個人情報保護団体認定

認定記念に特別講演実施

工業会日本万引防止システム協会(稲本義範会長)は19日、認定個人情報保護団体の認定記念行事として「カメラ利用のためのマルチステークホルダープロセス」という演題で、渋谷書店プロジェクト検証委員会の板倉陽一郎弁護士が講演を依頼しました。

今回のセミナー開催に関して、昨年末、個人情報保護委員会参事官戸岡秀実様より次のメールいただいております。『丁寧なメールを頂きまして、また、会長の新年のご挨拶に

おいて、認定個人情報保護団体制度をはじめ私どもの連携も踏まえた個人情報保護に関する様々な取り組みについて言及頂きまして、誠にありがとうございます。

また、前回の理事会決議に基づき、板倉弁護士とは12月4日付けで、会として法律相談等ができるように委託契約を締結している。

主権者である工業会日本万引防止システム協会の会長で個人情報管理室の室長でもある稲本氏のあいさつは以下。

昨年9月30日、当工業会は個人情報保護委員会指定の認定団体となりました。

11月5日(木)認定個人情報保護団体認定記念行事として、『ADR(裁判外紛争解決手続き)基礎講座(初期の修復的対話をめざして』が開催しました。今回は認定記念行事第2弾として、『カメラ利用のためのマル

チステークホルダープロセス』という演題で、渋谷書店プロジェクト検証委員会の板倉陽一郎弁護士に講演をお願いしました。

今回のセミナー開催に関して、昨年末、個人情報保護委員会参事官戸岡秀実様より次のメールいただいております。『丁寧なメールを頂きまして、また、会長の新年のご挨拶に

おいて、認定個人情報保護団体制度をはじめ私どもの連携も踏まえた個人情報保護に関する様々な取り組みについて言及頂きまして、誠にありがとうございます。

また、前回の理事会決議に基づき、板倉弁護士とは12月4日付けで、会として法律相談等ができるように委託契約を締結している。

主権者である工業会日本万引防止システム協会の会長で個人情報管理室の室長でもある稲本氏のあいさつは以下。

昨年9月30日、当工業会は個人情報保護委員会指定の認定団体となりました。

11月5日(木)認定個人情報保護団体認定記念行事として、『ADR(裁判外紛争解決手続き)基礎講座(初期の修復的対話をめざして』が開催しました。今回は認定記念行事第2弾として、『カメラ利用のためのマル

カメラ利用のためのマルチステークホルダープロセス』という演題で、渋谷書店プロジェクト検証委員会の板倉陽一郎弁護士に講演をお願いしました。

全体での前進が可能になりません。一見面倒に見えるかもしれませんが、それが近頃であり、王道だと思います。

板倉先生と各社の距離感を縮めておくことは、各社のリスク対策、ひいては業界全体のリスクの低減につながるかと考えています。

実際に、会員の中には板倉先生のアドバイスを受けている法人がいくつかあります。特に個人情報保護法に関する質問は、専門も弁護士でないし逆の回答をいただくケースがあり、企業経営の害となり得ます。個人情報保護法は施行後3年毎に見直しが行われます。最新の

情報を持たないとAI社会等に生き残れない可能性もあります。その後、板倉陽一郎弁護士が「カメラ利用のためのマルチステークホルダープロセス」を講演。

アシエンダとして
1・個人情報保護法の概説

2・カメラ画像利活用ガイドブックの概説

①位置づけ
②適用対象

③配慮事項
④適用ケース

3・マルチステークホルダープロセス実践

また、個人情報保護法の概説として

1・個人情報該当性

2・取得規制

3・利用目的規制

4・第三者提供規制

5・本人関与規制

などを丁寧に解説した。

最後に稲本会長は、今年が皆様にとって多岐なる年になるよう、御祈念して一本締めを行い、記念講演会は幕と